

平成24年度羽幌町環境審議会 会議録

1 開催日時

平成25年3月7日(木) 午前10時～午前11時

2 開催場所

羽幌町役場幹部会議室

3 出席委員及び欠席委員の氏名

(1) 出席委員 忠津 章、蝦名 修、山澤 忠男、重原 伸昭、  
和田 誠、坂口 剛史

(2) 欠席委員 藤井 智子、奥山 辰夫

4 説明のため出席した事務局職員の氏名

町長 舟橋 泰博  
町民課 課長 藤岡 典行  
町民課 環境衛生係 係長 杉野 浩  
町民課 環境衛生係 主事 藤田 俊悟

5 会議の公開、非公開又は一部公開の別

公開

6 会議を非公開又は一部公開とした場合は、その理由

## 7 議題及び議事の要旨

- ( 1 ) 会長挨拶
- ( 2 ) 町長挨拶
- ( 3 ) 羽幌町の公害の現状報告

別紙議案に基づき事務局より一括報告。

### ・特記事項

公共水域の水質検査について。24年度は各力所2回実施した。福寿川についてはさらに1回多く上流と下流の2か所実施した。

### ・質疑応答

質問 「悪臭規制の区域について。新しいフェリーターミナルの建設などあるが、区域が変わることはあるのか」

回答 「地域指定は北海道で行っており、定期的に変更の必要があるか照会がくる。今後変更の必要性があるか検討する。」

質問 「福寿川の大腸菌郡数が高いこと、またヘドロの問題についてはどう考えているのか」

回答 「大腸菌郡数に関しては常時高いわけではなく、天候の影響もあるため環境保全上問題ないと判断している。ヘドロについては、改善のために取り組まなければならないと考えているが、抜本的な対策がなく、検討しなければならない。」

### ( 4 ) その他

広域ミックス事業について

広域ミックス事業に伴う補助を受けるためには、水洗化率を50%（現在35%程度）にしなければならない。達成のために補助金の拡大や貸付制度、戸別訪問など改善対策に取り組んでいる。今後ご理解ご協力をお願いしたい。

## 産業廃棄物処分場について

振興局や運営委員会との協議を繰り返して、新たな最終処分場を造るという結論に至った。今後は25年度に候補地設定の調査を行い、その後3年間で完成を目指す。

## 福寿川流域環境保全計画について

北海道と福寿川をモデル河川とした福寿川流域環境保全計画案があったが、具体的な話し合いができず、着手できなかった。今後は中央埠頭が25年度竣工し、フェリーターミナル・漁協の移設により、エリア一帯が新しく生まれ変わるため、福寿川含めその周辺の環境整備が必要だと考えている。

# 羽 幌 町 環 境 審 議 会

日時 平成25年3月7日 木曜日 午前10時00分～

場所 羽幌町役場 幹部会議室

## 1 開 会

会長あいさつ

町長あいさつ

## 2 議 題

(1)羽幌町の公害の現況報告

(2)その他



# 羽幌町の公害の現況報告

## 1 公害等に関する法律の施行状況

### (1) 大気汚染防止法

特定施設 15施設(平成25年2月末)

種類 ~ ばい煙発生施設(ボイラー、乾燥炉等)

粉じん発生施設(鉱物・土石の堆積場、ベルトコンベア、破碎機 等)

#### 24年度届出件数

届出の種類	件数	届出事由
設置届(法6条第1項)	2件	ボイラーの設置
変更届(法11条)	0件	
廃止届(法11条)	2件	ボイラーの使用廃止
継承届(法12条第3項)	0件	

苦情対応等 なし

立入検査 なし

その他 なし

### (2) 水質汚濁防止法

特定施設 67施設(平成25年2月末)

種類 ~ 水産加工業、旅館業、クリーニング業 等

#### 24年度届出件数

届出の種類	件数	届出事由
設置届(法5条1項)	1件	洗浄設備の設置
変更届(法7条)	3件	構造・会社代表者の変更
廃止届(法10条)	3件	3施設の廃止
継承届(法11条)	0件	

苦情対応等 なし

立入検査 なし

(3) 騒音規制法

地域指定 昭和57年指定、平成12年4月区域見直し(資料1)

特定施設 36施設(平成25年2月)

種類 ~ 工場、事務所、建設作業等

24年度届出件数

届出の種類	件数	届出事由
設置届(法5条1項)	0件	
変更届(法7条)	0件	
廃止届(法10条)	0件	
継承届(法11条)	0件	

苦情対応等 なし

(4) 振動規制法

地域指定 昭和57年指定、平成12年4月区域見直し(資料1)

特定施設 18施設(平成25年2月末)

種類 ~ 工場、事業場、建設作業等

24年度届出件数

届出の種類	件数	届出事由
設置届(法6条)	0件	
変更届(法8条)	0件	
廃止届(法10条)	0件	
継承届(法11条)	0件	

苦情対応等 なし

(5) 悪臭防止法

地域指定 昭和52年指定、平成12年4月区域見直し(資料2)

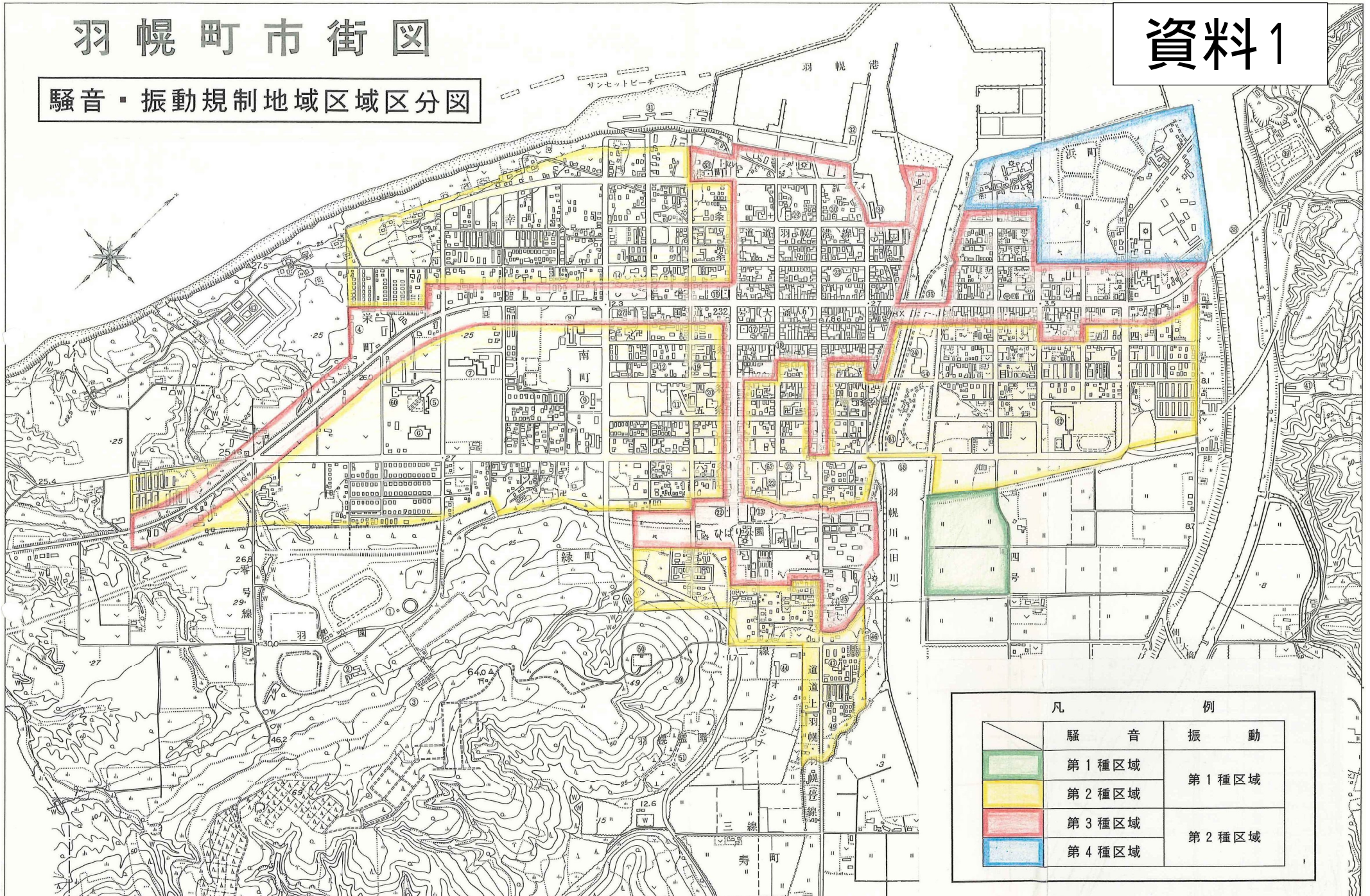
苦情対応等 なし



# 羽幌町市街図

## 騒音・振動規制地域区域区分図

資料1



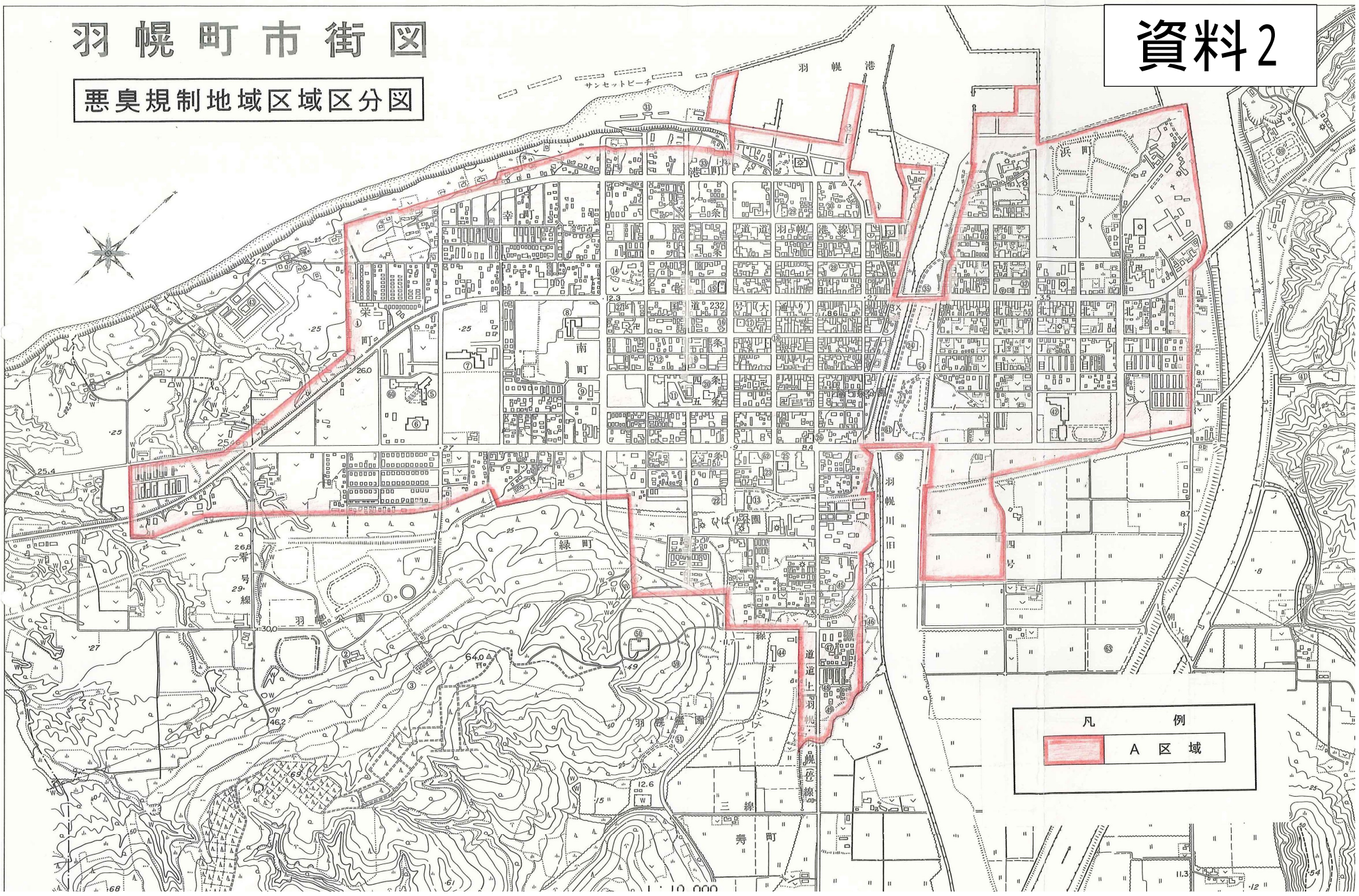
凡	例	
	騒音 第1種区域	振動 第1種区域
	第2種区域	
	第3種区域	第2種区域
	第4種区域	



# 羽幌町市街図

## 悪臭規制地域区域区分図

資料2





## 2. 公共水域の水質検査

採水日：〔河川〕平成24年10月4日、11月1日、11月20日(福寿川のみ)  
 〔海域〕平成24年10月4日、11月1日(羽幌港)、11月20日(天売港、焼尻港)  
 測定値：基準値内数値で適応している。

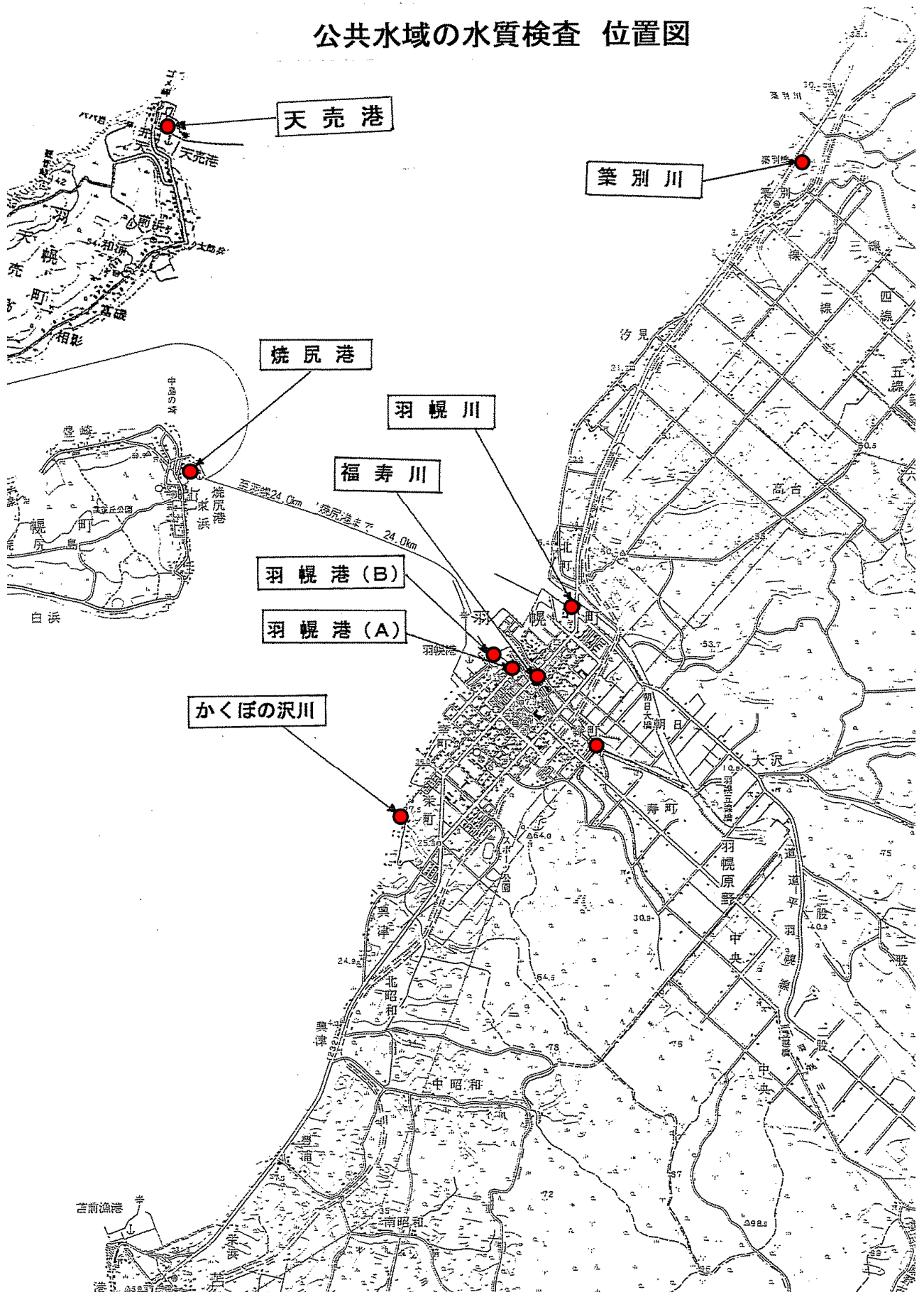
測定箇所詳細 別紙1

【水質測定値比較】 測定項目、基準値についての詳細 別紙2・3

河川	羽幌川				福寿川				築別川				かくぼの沢川			
	22年度	23年度	24年度	類型	22年度	23年度	24年度	類型	22年度	23年度	24年度	類型	22年度	23年度	24年度	類型
PH	7.7	7.5	7.5 7.7	AA AA	7.1	7.2	7.2 7.4	AA AA	6.9	7.7	7.5 8.0	AA AA	7.8	8.0	8.0 7.6	AA AA
BOD(mg/L)	1.7	<0.5	<0.5 <0.5	AA AA	1.0	0.6	<0.5 <0.5	AA AA	1.5	<0.5	<0.5 <0.5	AA AA	2.0	0.8	<0.5 <0.5	AA AA
SS(mg/L)	19	60	6 1	AA AA	11	27	9 8	AA AA	68	5	1 1	AA AA	1	14	1 3	AA AA
DO(mg/L)	10.0	10.0	9.9 11.0	AA AA	7.7	6.4	7.8 12.0	AA AA	10.0	11.0	12.0 11.0	AA AA	8.6	7.8	7.9 8.9	AA AA
大腸菌群数 (MPN/100mL)	160,000	35,000	790 330	A A	9,200 160,000	13,000 24,000	9,200 16,000 92,000 54,000	- - - -	54,000	13,000	1,300 700	B A	5,400	13,000	9,200 1,700	- B

港湾	羽幌港(A)				羽幌港(B)				天売港				焼尻港			
	22年度	23年度	24年度	類型	22年度	23年度	24年度	類型	22年度	23年度	24年度	類型	22年度	23年度	24年度	類型
PH	7.3	7.9	8.1 7.6	A A	7.9	7.9	8.1 7.9	A A	8.1	8.0	8.1 8.0	A A	8.1	8.0	8.2 8.0	A A
COD	4.6	<0.5	2.6 2.4	B B	1.6	0.8	2.5 2.3	B B	1.4	1.1	2.1 1.8	B A	1.3	<0.5	2.3 1.9	B A
油分等	不検出	<0.5	<0.5 <0.5	A A	不検出	<0.5	<0.5 <0.5	A A	不検出	<0.5	<0.5 <0.5	A A	不検出	<0.5	<0.5 <0.5	A A
DO(mg/L)	8.5	8.0	6.3 8.3	B A	7.8	8.5	6.9 8.7	B A	7.5	8.3	8.1 8.4	A A	7.0	7.8	8.1 8.6	A A
大腸菌群数 (MPN/100mL)	79	4,600	6.8 220	A A	5	4,900	2 130	A A	27	2,200	7.8 1.8	A A	23	490	4.5 4.5	A A

公共水域の水質検査 位置図



## 別紙2

### 測定項目の説明

PH 水素イオン 濃度指数	水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指数 pH7のときに中性、7を越えるとアルカリ性、7未満では酸性を示す。
BOD 生物化学的 酸素要求量	水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の有機汚濁を測る指数。
COD 科学的酸素 要求量	水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る指数。
SS 浮遊物質	水中に浮遊または懸濁している直系2mm以下の粒子状物質のこと、沈降性の少ない粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸・分解物・付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。これが多いと魚類のエラがつまって死んだりすることがある。
DO 溶存酸素量	水中に溶け込んでいる酸素量。一般に魚介類が生存するためには3mg/L以上、好気性微生物が活発に活動するためには2mg/L以上が必要で、それ以下では嫌気性分解が起こり、悪臭物質が発生する。
大腸菌群数	大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数を言う。

# 水質汚濁に係る環境基準(政府が定める環境保全上の目標)

## (1) 河川

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/l 以上	-

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの



## (2) 海域

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下	検出されな いこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l 以下	5mg/l 以上	-	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l 以下	2mg/l 以上	-	-

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度